

※複数の年金を受給されている場合、受給額の多少に関わらず、国民年金・厚生年金・共済年金の順番で優先順位の高い1種類の年金から天引きの可否を判断します。

◆特別徴収となる方は、保険料額決定通知書と同時に、10月以降の年金支給月ごとの天引き額を通知します。

特別徴収の徴収月

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
4月	6月	8月	10月	12月	2月

特別徴収額の算定方法



◆普通徴収となる方は、保険料額決定通知書及び納付書を送付します。

普通徴収の納期

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

◆納付方法を年金天引きから口座振替へ変更できます。

口座振替への変更をご希望の方は申請が必要です。

なお、申請の時期により、口座振替への変更時期が異なります。

## 一部負担金の割合の変更（基準収入額適用申請）について

○申請により負担割合が変更される場合があります。

住民税課税所得（課税標準）額が145万円以上の被保険者及びその方と同一世帯の被保険者は、自己負担割合が3割になりますが、次の条件に該当する被保険者の方は、申請により負担が1割になります。（7月末までに申請された方は8月から、8月以降に申請された方は申請月の翌月から負担割合が変更）

●同一世帯に後期高齢者医療被保険者が一人の場合（被保険者の収入額）…383万円未満

※ただし、被保険者の収入額が383万円を超える場合であっても、同一世帯に70歳以上75歳未満の人がいる場合は、被保険者と70歳以上75歳未満の人全員の収入額が520万円未満

●同一世帯に後期高齢者医療被保険者が二人以上いる場合（被保険者の収入額合計）…520万円未満

## 後期高齢者健康診査について

### 6月下旬から受診券等を後期高齢者医療広域連合から順次送付します

○目的 健康管理と生活習慣病の早期発見を目的としています。

○対象者 8月31日までに後期高齢者医療被保険者となられる方

○送付スケジュール 4月末時点の被保険者⇒6月下旬発送 5月～7月中旬に被保険者となられる方⇒8月下旬発送  
8月中旬に被保険者となられる方⇒9月下旬発送

○受診期間 7月から11月末までの間

○受診場所 病院・診療所など

○受診方法 受診券等をご覧ください。

○自己負担額 住民税課税世帯の方 500円 住民税非課税世帯の方 200円

## はり・きゅうの施術の申請について

『療養費支給申請書』は、施術を受けた方が施術費用の一部を後期高齢者医療広域連合に請求し支払を受けるために必要な書類です。内容を確認したうえで、必ず記名・押印してください。

神経痛、リウマチ等の傷病で、医師による適切な治療手段がなく、医師がはり・きゅうの施術について同意していることが必要で、医療機関で治療を受けながらの施術は認められません。

## あん摩・マッサージの施術の申請について

『療養費支給申請書』は、施術を受けた方が施術費用の一部を後期高齢者医療広域連合に請求し支払を受けるために必要な書類です。内容を確認したうえで、必ず記名・押印してください。

筋麻痺・関節拘縮等の症状が認められ、治療上あん摩・マッサージが必要だと医師が同意している場合に限ります。

## 柔道整復（整骨・接骨）の施術の申請について

健康保険は治療を目的としたものであり、医師や柔道整復師に、急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫等（いわゆる肉ばなれを含む。）と診断又は判断され、施術を受けたとき（骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師に同意を得ること必要です。）は、健康保険等の対象となります。疲労性・慢性的な要因からくる単なる肩こりや筋肉疲労など、健康保険等の対象にならない場合もありますので、負傷の原因は正確にきちんと伝えましょう。

『療養費支給申請書』は、施術を受けた方が施術費用の一部を後期高齢者医療広域連合に請求し支払を受けるために必要な書類です。内容を確認したうえで、必ず署名してください。

施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けましょう。

## 問い合わせ先

・三重県後期高齢者医療広域連合事業課

被保険者証・保険料・一部負担金関係 TEL 059-221-6883

健康診査・療養費関係 TEL 059-221-6884

・保険福祉課 TEL 377-5659